

平成29年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成29年5月23日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2473号

平成29年第11回臨時会

日 時 平成29年5月23日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	新 宮 弘 章
	庶 務 課 長	中 島 博 子
	教育政策担当課長	藤 原 仙 昌
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設整備担当課長	瀧 澤 真 一
	生涯学習推進課長	増 田 玲 子
	図書・文化財課長	山 越 恒 慶
	指 導 室 長	松 田 芳 明

「書 記」	庶務課庶務係長	佐 京 良 江
	庶務課庶務係	中 村 直 人

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

- 1 港区の教科書採択に関する請願

日程第2 審議事項

- 1 議案第37号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第38号 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第39号 新郷土資料館の管理運営について
- 4 議案第40号 港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例について

日程第3 協議事項

- 1 区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について

日程第4 教育長報告事項

- 1 港区学校教育推進計画の平成28年度実績について
- 2 港区生涯学習推進計画の平成28年度実績について
- 3 港区スポーツ推進計画の平成28年度実績について
- 4 港区立図書館サービス推進計画の平成28年度実績について
- 5 港区子ども読書活動推進計画の平成28年度実績について
- 6 後援名義等の4月使用承認について
- 7 生涯学習推進課の4月事業実績について
- 8 生涯学習推進課の4月の各事業別利用状況について
- 9 生涯学習推進課の6月事業予定について
- 10 図書館・郷土資料館の4月行事实績について
- 11 図書館の4月利用実績について
- 12 図書館・郷土資料館の6月行事予定について
- 13 6月指導室事業予定について

「開会」

○教育長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 請願又は陳情

1 港区の教科書採択に関する請願

○教育長 日程第1、「請願又は陳情」に入ります。教育委員会資料ナンバー1「港区の教科書採択に関する請願書」が提出されております。本日は請願代表者の方から趣旨説明の申し出がありましたのでお受けしたいと思います。それでは、港区の教科書採択に関する請願の代表者の方は請願者席にお願いいたします。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○書記 港区の教科書採択に関する請願書。日ごろより港区の教育の向上発展のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、このたび、来年度から使用される小学校道徳教科書の採択に当たり、次の請願事項にご配慮をお願いします。請願事項。1、見本本の回覧については、各学校に配布し、教員等による調査・研究の日数を保証すること。2、各学校は使用を希望する教科書を選び、学校の意見として、調査研究委員会に報告すること。3、調査研究委員会の委員の人選にあたっては、管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、意見を反映させること。4、選定委員会の委員の人選にあたっては、指導主事等、教育委員会関係者だけでなく、各学校および教科研究会からも選任すること。また、保護者・住民の委員は客観的で公正な基準のもとに選任すること。5、教育委員会における採択については、各学校の意向、調査研究委員会の報告および選定委員会の選定・推薦を尊重すること。これらと異なる決定を行う場合はその理由を明らかにすること。6、採択を決定する教育委員会は公開で行い、全傍聴希望者の席を用意すること。7、法廷展示について、できるだけ多くの保護者・住民等の閲覧を可能にするため、開館時間の延長を図ること。土曜日、日曜日および祝日も開催すること。8、展示会場にアンケート用紙を用意して、保護者・住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。9、法廷展示以外にも、保護者・住民等の要望に応え、展示会場を設置すること。請願理由。港区の子どもたちに、学びがいのある教科書を手渡し、充実した学校生活の中で、成長段階に合った人格の発達を図るため。

○教育長 朗読が終わりました。それでは、桜田栄一様から請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者 紹介いただいた桜田と申します。長らく港区の小学校の教員をやっておりました。今は退職して地域の人たちとこういった教育方面の活動に取り組んでおります。実は3年ぐらい前

いかと。保護者に限定する教育委員会なりの理由があれば、またこれも本日はなくて後日でもお知らせいただければと思います。

さて、第5ですけれども、実は私たちは5と6を一つ強調したいと思っております。くどくなりますけれども5をもう1回読みますと、「教育委員会における採択については、各学校の意向、調査研究委員会の報告および選定委員会の選定・推薦を尊重すること。これらと異なる決定を行う場合はその理由を明らかにすること」ということで、真ん中辺に「尊重」という文言を入れたのですけれども、それは現場の意見を尊重してほしいという意味です。もちろん教育委員会としての判断があるわけですから、違う決定になる場合は、全部その理由を明らかにしてほしいという意味です。

もう一つ強調したい6ですけれども、「採択を決定する教育委員会は公開で行い、全傍聴希望者の席を用意すること」ということで、ここで真ん中に書いてある「公開」ということを特に強く申し述べたいと思います。港区の今まで私が経験したここ何年かの教育委員会では、その採択を決めるときに公開で行われていて、全傍聴希望者の席も用意していただいております。その点はあるがたいと思っています、これからも引き続きお願いしたいと思っています。近隣の区によっては傍聴席に制限があって、当日朝行くと何かいきなりくじを引かされて当選した者だけが入れるというようなところも、私実際に一つですが経験しました。そういうことがありますので、ここではさっき申し上げたように、今までは傍聴希望者は入れて、つまり会場を新しく余裕のある部屋にかえていただいておりますので、それは今年度も引き続きお願いできるかと思っております。

これから申し上げるのは、実はもう教育委員会としては日程等について今年度は決めているかもしれないので、今年度からというのは難しいかもしれませんが、こういった要望があるということをごにためていただいて、今年度できなければ来年度以降について改善を図っていただきたいと思っています。それは9時～5時だとやはり時間的に参加できない住民の人たちもいるので、できれば開館時間の延長をしてほしいと。それから自治体によっては、土曜日曜及び祝日も開館して閲覧できるようにしているところもあるように聞いております。

それと8を飛ばして9ですけれども、「法定展示以外にも、保護者・住民等の要望に応え、展示会場を設置すること」というのは、港区では教育センターというか教科書展示センターというかそこ1カ所なのですけれども、広い港区のことを考えると、ほかにも特別展示のときなんかには展示会場を設置するという事は検討できないものだろうかということなのです。

8番は、今までもアンケート用紙を用意していただいて、それを自由に記述してそれで提出すると、教育委員会の方にそれが報告されているということを知っておりますので、今年度も引き続きお願いしたいと思っています。

確認事項も含めて、るる述べましたけれども、教科書採択というのは、やっぱり現場の先生方の意見を尊重しながら、公開の席で誰が聞いても納得のいく説明・理由のもとに心がけてほしいということが私どもの考えていることです。

長い時間頂戴してありがとうございました。

○教育長 ありがとうございました。

それでは、請願代表者の方にご質問等がございましたら、お願いしたいと思っております。

○小島委員 質問ということではないですが、桜田会長さんには何度かこういう請願をいただいております、言わんとすることは、港区の子どもたちが一番適切なよい教科書で勉強できるようにということで、その思いは我々教育委員も同じ考えです。

色々請願事項については、各学校で教科書を本当に真剣に研究していただいて、それを各学校ごとに報告してもらおうということもやっておりますし、それから調査研究委員会で各専門の、今年は道徳ですけど、あるときには各科目に分かれて専門の先生方にそこへ入ってもらって検討していただいて、それが選定委員会の方に上がってきて、選定委員会にはPTAや地域の皆様、色々な学識経験者に入っていた上で、選定委員会で調査・研究してもらって、そういう全体が教育委員会の方に上がってきて、それを教育委員会で、我々教育委員がそれを参考にしながら最終的に判断するというシステムは、桜田さんがおっしゃっているような内容でやっているつもりであります。

また内容について、本当に公開の場で、各教育委員が自由な討論でやって多数決で選定しております、なぜこの教科書が港区教育委員会で選択されたかというのは、本当に皆さんに分かるような形でやっているつもりです。公開の原則も全く当たり前の話で皆さん座れるような広さをちゃんと用意して、皆さんに公開の場で聞いていただくという方向でやっておりますので、趣旨として、港区の教育を考える会の請願事項に沿った内容でやっているつもりではおります。ただ、教育センターでの教科書の展示とか色々な点について確におっしゃるとおりですので、今年間に合うかどうか分かりませんが、なるべく多くの人たちに、なるべく多くの機会に見ていただけるように、努力をしたいと思っております。教育センターだけではなく、図書館などそういうようなところでも展示できないか、そういう点については現在検討はしているところです。本当にいつも建設的な請願をしていただきまして、我々もこの請願に沿って本当に港区の子どもたちによりよい、一番いい適切な教科書を選択したいと思っております。

○請願代表者 今のお話を聞いて安心しました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。請願者の方、ありがとうございました。

教育委員会としましては文部科学省及び東京都の教科用図書の採択方針を参考にして、改定される学校指導要領を踏まえて検討し、調査・研究を行って、平成30年度から使用します小学校道徳教科書の採択を今後適切に行ってまいりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

日程第2 審議事項

- 1 議案第37号 子ども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。議案第37号「子ども・子育て支援法にお

いて確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、議案第37号「こども・子育て支援法において確認を受けた私立幼稚園及び認定こども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

まず審議内容に入ります前に、初めにこども・子育て支援制度についてご説明をさせていただきます。平成24年8月に日本のこども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、こども・子育て支援法が制定をされております。この法律に基づいてこども・子育て支援制度が平成27年4月から本格実施をいたしまして、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の拡充また質の向上を目指して、子育てを社会全体で支えることを観点に、身近な区市町村が中心となって進めることとなっております。新制度におきましては幼稚園・保育園・認定こども園を通じて、共通の給付体制である施設型給付及び地域型保育給付が創設されました。区市町村の確認を受けた施設の事業の利用に当たりましては、従来ばらばらに行われていた幼稚園・保育園・認定こども園、それから小規模保育に対する財政支援の仕組みを共通化するというのが、この新制度でございます。幼稚園につきましては施設型給付が該当いたします。仕組みといたしましては国が定める基準により算定した費用の額、子ども一人ひとりの教育に要する費用であるとか、それから地域の状況に応じて算定した費用の額、これを公定価格と言いますけれども、公定価格から政令で定める額を限度としてさらに区市町村が定める額、いわゆるこれが利用者負担額になります。これを控除した額が施設型給付と言われております。給付は施設を利用する子どもの居住地の区市町村から受けることとなっておりますので、あくまでも区市町村が主体となって進めていくということになっております。

では、新制度におけるこの施設型給付費の支給を受ける際の子どもの認定についてでございます。幼稚園や保育園などの利用を希望する場合に、施設を利用している方を三つの区分で認定いたします。いずれも申請に基づいて住所地の区市町村が認定を行うこととなっております。まずこの三つのうちの1点目が、3歳以上で幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合は一号認定、今回の審議の対象がこの一号認定でございます。3歳以上で保育園の保育を希望する場合は二号認定、3歳未満で保育園などでの保育を希望する場合は三号認定となっております。利用者負担額については世帯の状況、経済状況などに応じて定める、また経済的困窮度が高い方については無料であるとか、所得階層に応じて減額の措置をするという規則がございます。なおこの新制度においては私立幼稚園では選択肢が三つございます。必ずしもこの新制度に移行しなければいけないというものではなくて、この選択肢からそれぞれの幼稚園の判断で選択できるということになっておりまして、一つは認定こども園になってこの施設型給付を受けるもの、それから二つ目は幼稚園のまま施設型給付を受けるもの、それから三つ目は従来どおりの幼稚園のまま施設型給付を受けずに、設置者が算定する利用者負担額を設定して徴収するということが可能となっております。新制度についての説明は以上でございますが、改めて本日のご審議いただきます内容の説明をさせていただきます。

議案の資料1—3をご覧くださいと思いますが、よろしいでしょうか。今回のこの審議内容

の概要をお示しさせていただいております。審議内容は幼児教育の段階的無償化に向けた国の取組を踏まえまして、私立幼稚園及び認定子ども園が徴収する教育標準時間認定（一号認定）の利用者負担額を改正するものでございます。先程の3歳以上で幼稚園それから認定こども園での教育を希望する場合の一号認定でございます。

改正理由は、平成29年4月1日付で子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に基づくものでございまして、年収約360万円未満、いわゆる区市町村民税の所得割額が7万7,101円未満の多子世帯及びひとり親世帯の方を対象に利用者負担額の軽減を図ることになります。

本件につきましては、平成29年4月14日付で子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣政令について、国からの通知がございまして、今回一号認定の利用者負担額の規則改正を行うものとなっております。国からの通知につきましては本日お配りした資料の後ろに参考資料としてお配りさせていただいております。

項番2番の改正内容でございますけれども、まず区市町村民税非課税世帯及び所得割非課税世帯の第2子を無料とするものでございます。下線部のところが変更の箇所でございます。第2子は現行で上段の第1子3,000円の半額、1,500円としておりますが、こちらについては第2子以降を無料といたします。第1子につきましては3,000円に変更はございません。(2)の区民所得割課税額7万7,101円未満の世帯についてでございますけれども、負担の月額を引き下げます。まず1点目、ひとり親世帯でございますけれども、こちらにつきましては、第1子現行が7,500円となっておりますが改正後は第1子を3,000円といたします。第2子以降につきましては無料となりますので変更ございません。2番目がこれはひとり親世帯等以外の世帯でございます。第1子で現行が1万6,100円を改正後は1万4,100円といたします。第2子につきましては現行の8,000円を7,000円といたします。

なお国からの通知文について、参考資料をつけさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては私立幼稚園については国の改正に基づいて規定することとしておりますので、そのまま国が示す金額で改正しております。ただし端数につきましては、区の規則によりまして100円未満を切り捨てることとなっておりますので、国が示す7,050円は7,000円としているところでございます。なお港区内の私立幼稚園につきましては14園ございますが、新制度への移行はどの園も行っておりませんので、各園が独自に決めました保育料を徴収しております。そのため、今回の規則改正につきましては適用外となります。ただし港区在住で他区にございます新制度に移行した私立幼稚園、それから認定こども園に通園されている方がいますので、こちらの方については本規則を適用いたしまして、今回の減額に沿って保育料改定を行うということで、今回の規則改正が必要となります。

ご説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○小島委員 法技術的に難しいというか細かい内容なので、なかなか説明されてもよく分からない

面もあるのですが、いずれにしても国が子ども・子育て支援法に基づいて保護者の負担を軽減しようという趣旨はよく分かりました。今この議案37号で審議しているのは、先程おっしゃられた一号認定の関係を説明しているということによろしいですか。

○庶務課長 そのとおりでございます。一号認定を対象としております。

○小島委員 そうすると一号認定ですから、3歳以上で私立幼稚園並びに認定こども園に通っているお子さんの補助の件ですね。認定こども園というのは、公立と私立がありますが、公立であろうが私立であろうが認定こども園はこれに該当するという趣旨なのでしょうか。

○庶務課長 認定こども園につきましては、新制度においては全て認定こども園という位置づけになっております。

○小島委員 例えば港区の芝浦アイランドの認定こども園、あれは区立で指定管理ですよ。そのお子さんたちはこれに該当するのですか。

○庶務課長 港区の芝浦アイランドにあります認定こども園は公立の位置づけをしておりますので、今回のこの新制度とは位置づけが違いますので、該当いたしません。

○小島委員 位置づけが違う。そうすると認定こども園は、要するに私立幼稚園と私立の認定こども園。

○庶務課長 そうです。私立の認定こども園となります。

○小島委員 なるほど。そうすると他区の私立幼稚園と私立認定こども園に通っているお子さんについて、適用されるということですね。何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○庶務課長 28年度におきましては、他区の施設に行っていた方が6施設で12名でした。29年度につきましては、4施設で43名のお子さんが他区の認定こども園もしくは私立幼稚園に行っております。

○小島委員 かなりの数ですね。

○庶務課長 ただし、現在他区の対象となる園に、ひとり親世帯の方はいらっしゃらないので、この43名中、29年5月1日現在でございますけれども、今回の改正の影響を受けるのは4名となっております。それ以外の方は他区の認定こども園・私立幼稚園に通っておりますが、この規則の改正には該当しません。

○小島委員 規則のこの内容には該当しない。分かりました。

○教育長 関連で確認ですが、資料1-3の(1)は該当なし、(2)の①もひとり親世帯等は該当なしで、(2)の②のひとり親世帯等以外の世帯に該当者がいるということですか。

○庶務課長 そのとおりです。

○小島委員 私立幼稚園14園がどの園も新制度に移っていないということは、そのお子さんの補助金は軽減されないということですか。

○庶務課長 港区内の14園の幼稚園につきましてはそれぞれの幼稚園の独自の教育内容、教育活動を展開したいということで、この新制度に移っていない状況です。ただしお子さんたちについては就園奨励費という補助がございますので、そちらの方で補っています。それから、私立幼稚園自体には私学助成というものがありますので、そちらで施設型給付とは異なりますけれども補助は行

っております。

○小島委員 次の38号の議案は私立幼稚園とは関係ないですね。

○庶務課長 38号につきましては区立幼稚園の保育料になりますので、そちらは37号とはまた別でございます。

○小島委員 分かりました。そうすると私立幼稚園については、港区の私立幼稚園は移行していないから全部適用されないという結論ですね。

○庶務課長 区内の14園については、こちらは適用されておられません。

○小島委員 今回の改正では、該当するのが4名で、負担の軽減額の合計が区全体で数万円ということで、思ったより少ないという感じがしますね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第37号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第37号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第38号 港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について

○教育長 次に、議案第38号「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、教育委員会議案資料のナンバー2をご覧ください。これが案文となっております。2-2が新旧対照表。本日は議案資料の2-3及び参考資料をもとにご説明させていただきます。「港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

審議内容については囲みの部分です。このたび子ども・子育て支援法施行令の一部改正を踏まえ、一定の所得未満のひとり親世帯等に係る保育料負担を軽減いたします。そのため上記条例の改正が必要となりましたので、本日議案として提出しご審議いただくものでございます。なお認定こども園及び保育園、区立保育園についても同様に区長部局で条例改正をする予定となっております。

1の改正理由をご覧ください。国の幼児教育の段階的無償化により、平成29年1月1日、子ども・子育て支援法の施行令の一部改正が施行されました。これを踏まえ区民税所得割課税額7万7,101円未満、年収約360万未満を下回るひとり親世帯の保育料負担を軽減するものです。

2の改正内容です。区では一号認定、幼稚園の市町村民税所得割課税額7万7,101円未満の、ひとり親世帯等の利用者負担額が7,550円から3,000円に軽減されました。区の保育料は国が定める額を上限としておりますが、下の表を見ていただきますとC3の階層の部分、区民税所得割税額10,000円を超える7万7,101円未満の、ひとり親世帯等の区立幼稚園の保育料は3,100円と上回っている状況でございます。したがって一定所得を下回るひとり親世帯の第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する国の考え方に合わせ、区の区民税所得割非課

税世帯に適用される保育料を0円とするものでございます。

一番下、施行日は公布の日、平成29年4月分以後の保育料について適用となります。

続いて、参考資料をご覧いただきたいと思います。同内容についてさらに詳しく記載したものでございます。1の概要の表のところをご覧いただければと思います。左の表です。国の改正内容について書いてございます。市町村民税非課税世帯並みに軽減するとの内容です。右の表は区の改正内容です。考え方を区に合わせると港区では区民税非課税世帯並みの保育料は0円であるため、改正後は区民税非課税世帯並みである0円といたします。

次の別紙、A4横型の表をご覧ください。左上の表が現行の区立幼稚園の保育料です。五つの階層区分がございまして、C1、C2、C3の階層ではひとり親世帯の保育料は半額としてございます。これを改正後の下の表ですけれども、年収360万未満のひとり親世帯について全て0円とするものでございます。

ちょっと戻っていただきまして、参考資料の本文の方に戻っていただきます。2の区の対応のところです。平成28年6月から8月にかけて「子ども未来応援施策基礎調査」を実施いたしました。ひとり親家庭や準要保護世帯の保護者、子どものいる生活保護世帯を対象としたものです。この中でひとり親世帯の年収は300万未満が48.8%となっており、経済的な問題で塾に行けなかったり、また進学できなかったりする子どもたちがいるという状況が把握できました。また内閣府のデータですけれども、ひとり親世帯の相対的貧困率が54.6%と非常に高い水準にございます。既に区独自に第2子以降の保育料は無料化してございますが、ひとり親家庭支援を一層進めるためにこのたび条例改正をするものでございます。

また、参考資料の3になりますけれども、減額による影響額のところです。対象者につきましてはひとり親世帯の対象者2名程度、年間影響額については約5万円と推計してございます。

4番「今後のスケジュール」です。6月の平成29年第2回港区議会定例会に議案の提出を予定してございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見をお願いします。

○**小島委員** 先程の37号と趣旨は同じで、この38号は港区立幼稚園に通うお子さんの保育料に関しての改正ですよね。今回はひとり親世帯の保育料の負担が主になっていて、多子世帯もお子さんが多い方の世帯が軽減されるのでしたか。

○**学務課長** 今回はひとり親世帯の第1子の保育料についてということで、「ひとり親世帯等」の「等」については障害のある方がいらっしゃる世帯も含めてという意味でございます。

○**小島委員** 先程の議案でも感想をのべましたが、今回の改正で、区として5万円計上すれば済む話ですので、どうなのかな、この子どもの未来応援、子どもの教育を応援するための改正としては、もう少し何とかならないですかね。これは平成27年ごろから実施されましたが、スタートの段階ではかなり国と市区町村が負担したのではしたか。

○**学務課長** 平成28年の4月に子ども・子育て支援法の一部改正がありまして、多子世帯への保育料負担の軽減についてはすでに実施しているところでございます。

○**教育長** 参考資料の別紙の左上の現行区立幼稚園料の階層区分C3について、今は3,100円いただいているのだけど、国はそれを3,000円に引き下げる。その結果、区の方が上回ってしまうので、3,100円を3,000円にすれば一応この法改正についてはクリアするのですが、港区の判断として、これをさらに0円にしたという二段構えの考え方ですが、たまたまこの対象になる人が区立幼稚園においては2名しかいないので、結果5万円の減ということです。

○**小島委員** 改正としては非常に英断をしているわけですね、国よりもさらに0円にしたという、素晴らしいことですが、ちょっと対象者が少なかったという意味ですか。

○**学務課長** 関連して参考になりますけれども、認可保育園、また港区保育室に関しまして、今回は年収360万未満のひとり親世帯の保育料軽減の影響額なのですけれども、対象人数として99名おります。年間の影響額、つまり保育料の収入の減少額になるのですけれども、約208万円と推計してございます。

○**山内委員** ひとり親世帯の支援をどう考えるかという中で見たときに、2人ということで余りにボリュームが小さいのではないかというのが小島委員の意見だと思うのですけれども、結局ひとり親世帯の、ちょうどこの世代の子どもがいるこの代で、そのうち区立幼稚園あるいは区立保育園、どういうところに行っているかということがあって、その中でこれをどう位置づけるかということを見ないと、きっとなかなか理解できない。では、ほかのところの人はうまく支援ができていのかどうかということをもた、全体を見ながらバランスをとっていくのがなかなか分かりにくいというようなことだと思います。

○**小島委員** 一号認定、二号認定、三号認定と分かれて、なおかつ新制度に移行しないところ、移行したところがあるので分かりにくい。大体分かりましたけれども、ただ子ども・子育ての未来応援ということで、これは非常に大事な問題で、国全体挙げてやっているわけですから、子どもの貧困についての現状とこの改正、どうなのだろうというような問題意識は教育委員会としても頭の中に入れておかないといけませんね。

○**教育長** 国の方の幼児教育の段階的無償化の一つのステップで、国はさらに下げていくと思います。ただ港区は0円にしている。その先がどのように進めていくのか分からないのですが、参考資料の別紙、右側の国の利用者負担額軽減内容のところの、今対象としているのは市町村民税所得割課税額が7万7,101円以下の世帯ですよ。④⑤はまだ対象としていないということでしょうか。

○**学務課長** そのとおりでございます。

○**教育長** そうすると今後この方も対象にすることになると、範囲のいかんによってまた増える可能性はありますが、どこまで対象とするのかまだ分かりませんね。

○**小島委員** 国全体の予算との関係があるから、すぐにスパッとはいかないでしょうね。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第38号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第38号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第39号 新郷土資料館の管理運営について

○教育長 次に、議案第39号「新郷土資料館の管理運営について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項の3「新郷土資料館の管理運営」につきまして、ご説明させていただきます。資料は教育委員会議案資料のナンバー3でございます。

1枚おめくりいただきたいと思いますが、本日ご審議いただきます内容でございますが、平成30年11月1日に開設いたします新郷土資料館について内容等をご審議いただくものでございます。審議内容は大きく3点ございまして、施設の名称について、新郷土資料館の休館日、開館時間及び観覧料についての規定、それから3番目といたしまして管理運営の方法ですが、資料の収集、保管、展示及び調査研究等の業務については直営とし、それ以外の業務については指定管理者制度を導入することをご審議いただくものでございます。本日ご決定いただきました後、平成29年第2回港区議会定例会に、港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例を議案として提出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

初めに、1のこれまでの経緯でございますけれども、現在の郷土資料館は昭和57年4月に三田図書館に併設する施設として開設しております。新郷土資料館の整備に関しましては平成23年1月に方針を決定し、平成25年8月には新郷土資料館を含む施設の整備活用基本計画、そして展示等の総合計画につきまして決定しているところでございます。また本年1月には開館の時期を平成30年11月とすることを決定しています。この間、平成24年5月に設置いたしました学識経験者や公募区民等を委員とする港区立新郷土資料館開設準備委員会におきまして、新郷土資料館の展示や施設の名称、開館時間等についても検討を進めてきたところでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目をご覧ください。施設の名称についてでございます。名称につきましては現在の「港区立港郷土資料館」から「港区立郷土歴史館」に変更いたします。その理由でございますけれども、新郷土資料館は「誰もが歴史や文化をとおして港区を知り、探求し、交流する拠点」として整備することとしております。資料の展示だけではなく、利用者を始め様々な人々が港区の歴史をとおした情報交換や交流を行う施設となっております。港区の歴史や文化に関する情報を発信していく施設であるということをより明確にしていくために、施設の名称を変更させていただくものでございます。

次に、3の休館日及び開館時間についてでございます。まず(1)の休館日についてです。(仮称)郷土歴史館では区民等の来館の機会をより確保していくため、現在休館となっております日曜日や祝日について開館をいたします。また年末年始の休館につきましても、現行の12月28日から1月4日を短縮し12月29日から1月3日までといたします。ただし、資料を適切に管理するための点検や展示機器のメンテナンス作業を定期的に行う必要があるため、これまでと同様毎月第3木曜日につきましては休館とさせていただきます。

次に、(2)の開館時間についてです。他の博物館や近隣の美術館等の状況を踏まえ、夕方以降の来館者が大幅に減少していることから、日曜日から金曜日及び祝日につきましては開館時間を現行と同様午前9時から午後5時までといたします。一方、土曜日につきましては現在の郷土資料館においても他の曜日と比較して来館者が多く、また翌日が日曜日であるということから夕方以降の来館を見込むことができるため、開館時間を午前9時から午後8時までといたします。なお、特別展の開催時等には開館時間を延長するなど柔軟な対応を行っていく予定でございます。

次に、3ページの4番、観覧料についてでございます。現在の郷土資料館の観覧料は無料となっておりますが、(仮称)港区立郷土歴史館では常設展示室及び特別展示室の観覧に当たって観覧料を徴収することといたします。

初めに(1)の「常設展示室」でございます。恐れ入りますが、参考資料としてつけております図面の4ページをご覧いただきたいと思っております。常設展示室につきましては3階に位置してございまして、3階の左手のエリア、こちらが北側になりますけれども左側全体が常設展示室になってございます。中央ホールという白い部分の左にオレンジ色で、EV(2)というオレンジ色のマークがありますが、その下に赤い四角で囲ってあるところがございまして、こちらが入場のゲートということになります。こちらから左の方に入っていただきまして一番下のところまでが展示室になってございまして、さらに中段まで戻っていただきましてちょうど折れ曲がっているところに階段がございまして、こちらを利用して1階上に上がっていただきますと1枚おめくりいただいた5ページになります。5ページのやはり左上に(常設展示室)と記載しておりますけれども、こちらまでが常設展示室となってございまして、最後は右側の赤い四角のところから出口ということで出ていただくというルートになってございます。こちら常設展示室につきましては観覧料を徴収させていただきたいということで考えております。

お手数ですが、資料3ページにお戻りいただけますようお願いいたします。常設展示室の観覧料でございますけれども、常設展示室につきましては面積の拡大に伴い貴重な歴史資料の展示を大幅に増やしていくということ、また定期的に展示替えを行い展示内容の充実を図ってまいります。このため展示環境を適切に管理するために必要な空調や照明等の経費が生じることから、受益者負担の原則に基づき常設展示の展示室の観覧料を徴収することといたします。なお金額の算定に当たっては「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」を踏まえまして、(ア)の大人につきましては300円、小学生・中学生・高校生につきましては100円とさせていただきます。また、(イ)の団体料金についてでございますが、現在の郷土資料館の団体利用は10人以上を団体としている場合が多いことから、区内区外を問わず港区の自然・歴史・文化をより多くの方に知っていただくために、10人以上の団体につきましては団体料金として大人は150円、小学生・中学生・高校生につきましては50円といたします。(ウ)の観覧料の免除についてでございますが、(仮称)郷土歴史館ではこれからの港区を担う子どもたちへの施設利用を奨励していくという観点、また子どもたちに教育の機会を提供していくということから、港区に在住または在学している小学生・中学生・高校生の観覧料については免除といたします。また未就学児、区内在住の65歳以上の高齢者及び障害者とその介助者につきましては、他の区有施設と同様に観覧料を免除いたします。

1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧いただきたいと思います。(2)の特別展示室でございます。恐れ入りますが再び参考資料の3ページをご覧いただきたいと思います。こちらは、2階の平面図となっておりますけれども、特別展示室は2階の左側の一角に位置しております。やはり中央ホールの左側、赤い四角で囲ってあるところが特別展示室の入口となっております。特別展示室につきましてはこの折れ曲がるところまでが特別展示室のエリアということになってございます。特別展示室につきましては現在の郷土資料館にはない専用の特別展示室ということになってございまして、港区の自然・歴史・文化に関するテーマのもと、特別展としてより魅力のある展示を企画して定期的開催していく予定でございます。開催に当たりましては、他の博物館や大学など文化・教育機関等から貴重な資料を借用すること、また特に貴重な資料の管理が必要となり、資料の運搬や保管などに特別な経費が生じるということ、あるいは施設の運営に関しての経費が生じるということから、特別展の観覧料を徴収することといたします。

繰り返して申し訳ございませんが、本文4ページにお戻りいただきたいと思います。②の金額の設定についてでございますけれども、特別展につきましては企画内容によってその経費が変わってくるということから、上限額のみを定め、具体的な金額につきましては特別展ごとに設定することとし、上限額については大人の場合1,500円といたします。小学生・中学生・高校生の利用料金につきましては大人料金の半額ということになります。

また(イ)(ウ)、団体料金、観覧料の免除の規定については常設の展示室と同様に、団体料金につきましては10人以上の団体について観覧料を半額とし、観覧料の免除につきましては区内在住または在学の小学生・中学生・高校生及び未就学児、区内在住の65歳以上の高齢者、障害者とその介助者につきましては、常設展示室と同様に免除とするものでございます。

続きまして、(3)の「区民無料開放の日」でございます。郷土歴史館につきましては常設展示室や特別展示室では観覧料を徴収することといたしますが、区民の教養の向上、文化の発展に寄与する施設であるということから、区民無料開放の日を定め、多くの区民の方に港区の自然・歴史・文化に触れていただく機会を設けることとします。

(4)「その他の諸室」につきましては、他の施設の共用スペースと同様に無料とするものでございます。1階にカフェ、2階にミュージアムショップ等の部屋がございますけれども、そのほか5ページに記載させていただいておりますとおり、コミュニケーションルーム、ガイダンスルーム、図書閲覧室、旧講堂、区民ギャラリー、学習室及び多目的室、こうしたエリアにつきましては他の区有施設の共用スペースと同様に無料でご利用いただくことができるような形になります。

続きまして、5ページの5の「管理運営の方法について」でございます。(仮称)郷土歴史館の管理運営につきましては指定管理者制度を導入いたしますが、学芸業務につきましては教育委員会が行うことといたします。

(1)の「学芸業務を教育委員会が直営で行う理由」でございます。こちら教育委員会には「地域に関する文化財とのかかわりを通じ、長年にわたって調査研究を続けることで膨大な専門的知見を蓄積し、維持、発展させ、それを次世代に継承していく責務」がございます。また文化財の保護という事務は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、教育委員会が管理執行す

ることが定められております。この地教行法に基づく文化財の保護事務と、郷土歴史館の学芸業務を教育委員会が行うことで、これまで蓄積した文化財に関する知識を継承しながら、より魅力的な展示を適切かつ効果的に実施することができると考えております。以上の理由により郷土歴史館の学芸業務につきましては直営で行うこととしております。

次に、6ページの(2)のところにあります、指定管理者制度を導入する理由についてでございます。郷土歴史館におきましては開館日や開館時間の拡大、また特別展の定期的な開催を行うこととしておりまして、館内の展示案内や観覧料の徴収など柔軟な人員配置が必要となっております。またミュージアムショップやカフェの営業につきましては、民間事業者が持つネットワークを生かしたユニークな商品の企画や販売、飲食メニューにつきましては開発から提供までを行うことができます。また戦略的な広報、アイデアを活用した多種多様な手法によるイベントの開催等、民間事業者の活力を活用することが効果的であると考えております。こうしたことから、郷土歴史館の管理運営につきましては指定管理者制度を導入するものでございます。

最後に、6の今後のスケジュールでございますけれども、今後庁議での審議を経て、6月上旬に区民文教常任委員会にご報告させていただいた後、平成29年第2回港区議会定例会に条例改正の議案を提出させていただきたいと考えてございます。指定管理者の選考については平成29年7月から開始し、平成29年11月の第4回区議会定例会におきまして指定管理者の指定を行ってまいりたいと考えております。また建物の竣工は平成30年2月28日を予定しており、3月から建物管理を開始した後、11月1日に郷土歴史館として開館させていただく予定でございます。

甚だ簡単ですが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見ございますでしょうか。

○小島委員 名称についてなのですが、今まで「新郷土資料館」という仮称でずっときていたのですが、今回名称について「郷土歴史館」にするというお話です。名称を「郷土歴史館」にしたということについての経緯をお聞きしたいのですが。私の個人的な好みで恐縮なのですが、「新郷土資料館」は港区の自然・文化・歴史を広く収集して区民の皆様への教養等に資するということですが、「郷土歴史館」というと何か歴史が中心になって、この自然や文化が少し後退してしまうのかなという感じです。例えば今日いただいたこの各市区町村のネーミングを見ると、「博物館」とか「文化館」とか「ふるさと歴史館」とか色々な名称があるのですが、「ふるさと歴史文化館」などが私にはいいのではないかなと、感覚的なものですがそんな感じを受けます。どういう経過で「郷土歴史館」という名前がいいということになったのでしょうか。

○図書・文化財課長 施設の名称につきましてはこれまで、学識経験者や公募区民の方等が参加する開設準備委員会の中で意見いただいたという経緯がございます。その中で「博物館」であるとかあるいは今のままでいいというようなご意見もあった中で、ご議論いただき最終的には「郷土歴史館」という形で今回ご提案をさせていただいております。やはり「博物館」という名称を使うことについても検討をさせていただきました。しかし整備予定場所についての要件ということで、「博物館」という名称を使うことがどうしても適切ではないということで、「博物館」という名称はま

ず使えないという状況があったという背景もございます。また「ふるさと」という言葉についても、平仮名で分かりやすくというような意見もあったのですが、郷土資料館から継承していくところの継続性ということも含めて、まず「郷土」という言葉についてはそのまま継続していこうということになりました。その中で最終的に「歴史文化館」であるとか色々ございましたけれども、「資料館」であるという名称ではやはりどうしても資料を展示していくという、イメージが狭いということもございますし、また現在の資料館でそういう誤解が生じるというようなところも、問い合わせの中ではございまして、歴史を通して自然や文化というところを含めて、常設の展示室では昔から近世、そして近代までを常設の展示として貫いているというところから、「歴史館」という名称で最終的には案として決定させていただいたという状況でございます。

○小島委員 歴史とは余り関係なく自然を取り扱うとか、文化は歴史を背景としているのですが、文化や自然の、歴史よりも表に出てくるものの展示などは少ないのですか。

○図書・文化財課長 郷土資料館のコンセプトの中にはやはり自然、文化資源の蓄積と継承というところがございます。当然ながらその中の自然というのは、やはり昔の時代についての自然の、例えば遺跡で貝塚であるとか、どうしてもそのような視点が入ってくるということが展示の中でございますので、管理者としては歴史を通して様々なものを展示していくというところから、このような形でご提案させていただいたということでございます。

○小島委員 「ふるさと歴史文化館」がいいのではないかとというような気はしているのですが、これは個人的な意見です。色々な意見があると思いますが、やはり歴史が中心になっているのですかね。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 この名称の問題というのは非常に難しいところだとは思いますが、一つは港区としてのこのような展示的な施設をどう位置づけていくかということだと思います。そうするともう一つ今度「科学館」ができるということがあり、ある意味で港区として大きな教育的な施設として考えても一つが「科学館」であり、もう一つがこの今出ている「郷土歴史館」だということであれば、その二つの特色がうまく対比されて分かりやすく出る方がより効果的なのではないか。つまりそう考えると、二つの名称をうまく常に対にして広報できるような形の方がよろしいのではないかと思います。おそらく今の、例えば港区にいる生き物であったり、例えば飛び交っている蝶だとか鳥だとかいうものであれば、これは「科学館」の方でできることであったりするわけで、一方で今小島委員のおっしゃっている自然に関するもので、港区の自然史とか生活史とか、あるいは文化史とかそういうことをつながりの中で収集して展開していくこともできる。今の例えば自然の標本を展示するにしても、あるいは東京湾の生き物を展示するにしても、昔のものとどう変わってきているかというような歴史的な時間軸で見せるのがこの「(仮称)郷土歴史館」なのだと思います。そういう意味では色々なものを歴史的な時間軸の中で古代から近・現代、あるいは将来に至るまでを見せるということで考えれば、歴史という言葉在前面に出しても私は特に違和感ないと考えています。もう一つは教育的な施設として考えるときに、一つが歴史的な時間軸で物を見るこの施設があり、もう一つは科学、サイエンス、あるいはもっと科学的な思考力ということまで含めた

教育的な意味を持つものとして「科学館」があって、ある意味で横の軸と縦の軸が二つそろうと考えれば、私はこの名称は比較的適切なのではないかと思って伺っておりました。

○小島委員 新教育センターの施設名称は「科学館」でしたか。

○教育長 まだ、仮称でしたね。

○小島委員 仮称ですか。

○図書・文化財課長 仮称でございます。

○小島委員 そうすると山内委員の、確かに歴史と科学がうまく分かりますよね。

○教育長 そういう意味ではこの（仮称）郷土歴史館の基本構想のところまでさかのぼって、どういうコンセプトでこの施設をつくるのかということが重要だと思います。今山内委員が言っていたように、文化あるいは自然も歴史を通じて皆さんに見てもらおうということがあれば「歴史館」でもいいのかもしれませんが。基本構想の中に、今のご指摘の点に関連しての文言はありますか。

○図書・文化財課長 施設の設置目的としては、展示等総合計画の中にコンセプトとして、「港区への愛着の心を育み新たな地域づくりに寄与していく」ということで、港区の自然・歴史・文化資源の蓄積や継承というその三つについては触れているような形にはなっております。その中で次世代への継承というところが強くうたわれていて、それを過去のものを引き継いで、そして次世代に継承していくというところが一連の流れとして、コンセプトとして入っていますので、そういう意味で歴史ということがつながっていくのではないかと考えているところでございます。

○教育長 常設展におけるコンセプト、どういう形で皆さんに見てもらおうのかという点においては、どうですか。

○図書・文化財課長 いわゆる常設の展示ということでございますけれども、やはり港区の内湾の海洋資源、東京湾の内湾の世界ということで、かなり古い時代の状況についても展示していくことで、テーマの一部については海としてのダイナミズムというテーマ設定をさせていただいております。そこには現在の郷土資料館にも展示しております伊皿子貝塚であるとかそうした遺跡というものを実際に展示をしたり、過去の地形を展示したりということを行っていくこととなります。それ以降のテーマ2、テーマ3につきましては、それぞれ都市の文化の広がりということで、このエリアが江戸時代を中心にかなり発展をしてきているということがございますので、テーマ2については江戸時代のいわゆる近世が中心、そしてテーマ3においては比較的近代ということで交通関連ですね、近・現代についてのものを特に取り上げていくという内容になってございます。

○教育長 仮に歴史館とした場合はパンフレットなどにこういうモチーフを持つ施設をつくりましたと明確にすることによって「あ、歴史館なのだ」、「歴史を通じて文化なり自然が分かるのだな」ってなってくると思います。それを明確にしないと、基本構想レベルでただ単に自然・歴史・文化を並べているだけで、こういう趣旨、モチーフでこの施設をつくるという議論がされていなかったように思われます。今、どんどん施設内容が具体化し、常設展はこういうものを用意していくという段階になって振り返ると、山内委員が言われたような話になると思います。だから今後、この施設をこういうものだとして発表する際には、それを明確に示した方がいいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○薩田委員 私も小島先生のおっしゃるように、今聞くとぱっと「あ、歴史のことなのね」っていう感じがして、文化や自然というその流れはちょっと感じられないので、もう少しいい案があればいいなと思います。

○教育長 いかがでしょうか。

○山内委員 これは語感の問題なので本当に難しい。やっぱり歴史という言葉聞いたときに、社会科の教科書の中で学ぶ歴史だけをみんながイメージすると非常に幅が狭くなるし、あるいはおもしろみを感じてもらえない。来館者が余り増えないという難しさがあると思います。ただ例えば先ほどの自然のものを歴史的な変化を見るというのはある意味で、英語だとナチュラルヒストリー、日本語だと自然史ということになるわけですね。あるいは科学技術の歴史は科学史となるわけですが、その歴史というのをどう広げて見せられるかということが重要で、そうすると非常にこの施設はおもしろいものになってきますから、名称の問題だけではなくて内容を、広がりやをどうアピールできるような、これから広報するかということも重要にはなると思います。広い意味での歴史的な視点の中で生活の変化、文化の変化、自然の変化を見せていくということだと思っておりますけれども、社会科の教科書の歴史だけをみんなが想像してしまうともったいない。

○小島委員 社会科の勉強だけにね。

○山内委員 そうですね。

○小島委員 「ふるさとの歴史文化館」でもいいと、私自身はやはり感じています。

○山内委員 「新しい歴史の見方をここからどんどん見せるのですよ」というのがうまく出れば、つまり狭い意味での「歴史」ではないというところがうまくアピールできれば、この「郷土歴史館」でも私は問題ないとは思っています。

○田谷委員 皆さんおっしゃったことに加えて、立地場所として非常に今この白金のエリアは注目されているところで、それこそ子どもたちだけではなくて大人の世代も、広く区外からも特に土日などはお見えになる、遊びに来ていただけるようなエリアになっています。少し離れていますけど自然教育園もありますし、例えば目黒の駅ビルの施設なんかでも、その辺とパックにしたようなサービスがあるのですね。例えば自然教育園の入場券を持って来ると割引にするとか何かをサービスするとか。そういう延長上で今回のこの施設まで足を伸ばしてもらいたいと思います。特に子どもだけではなくて広く大人、そしてこれから2020年に向けて多分外国人も増えると思うのですよ、かなり。だから今山内委員も英語でナチュラルヒストリーとおっしゃいましたが、スケール感のある名称ができたらいいなと。私もできれば再考、さらに検討していただくとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○教育長 今の各委員のご意見も頂戴して、ここは事務局預かりでよろしいでしょうか。

そのほかの部分、特に説明がありました団体の割引率という点はいかがでしょう。

○小島委員 割引率も初めから余り大きい金額を出してしまわずに、もう少し遠慮した数字を初め出しておいて、その後の様子を見ながら改正すればいいのではないですか。5割というのはちょっとこれは大き過ぎるのではないのでしょうか。

○教育長 この参考資料を見ると、8割が多くなっています。さらに、8割のところでも20人以

上ですね。港区は10人以上で5割ということだと人数も割引率も優遇していますよね。そこがちょっと気になっています。10人という設定は多くの人に利用してもらうために団体適用にしたいということだと思います。10人以上という設定で人に来てもらいたいという考えは十分反映されていると思います。であれば、5割まで落とさないで例えば8割でも多くの人に来てもらいたいという仕組みになると思いますが、どうでしょうか。

○**図書・文化財課長** より多くの方にご利用していただきたいということと、現在郷土資料館は主に団体利用が多い状況ということで、それをなるべくカバーするということが今回10人という単位で適用させていただきました。まずは団体の単位として10人以上として、より多くの方の来館の機会を確保するということが、利用料金、割引率につきましては、今ご意見を頂戴した内容も含めて対応させていただきたいと考えております。

○**教育長** ちなみに10人以上という設定は渋谷だけで、そこは8割ですね。

そのほかの部分についていかがでしょうか。

○**山内委員** 観覧料のことで確認というか質問ですが、小・中・高校生が例えば常設展示で100円となっていますけれども、免除のところを見ると在住または在学は無料ということですよね。これは特別展も同様ということだと思いますけれども、現実として港区在住でなく、また港区在学でもない人の来場者というのはどのくらいいるものなのでしょうか。つまり、おそらく今はそれほど多くないのではないかと思うのですが、そうすると逆に子どもについては港区在住・在学に限らず、例えば無料にしてもそんなに収入上の影響がないとすれば、そういう戦略もあるのかなと。逆にそれを通して港区在住・在学でもない子どもたちにも多く来てもらい、その分親御さんからは一緒に来るので当然払ってもらうわけで、そうやって来館者を増やすという戦略も考えていいのではないですか。

○**指導室長** 実際中学校では中学1年生や2年生の段階で、都内の博物館をめぐるような校外学習を計画しているところが非常に多くあります。その際に中学生が来館料金を見て「ここちょっと高いから行けないね」ということで、コースから省くというケースもあります。

○**図書・文化財課長** 料金につきましてはなるべくお子さんの教育の機会をとというところがある一方で、やはり区民の方の税金を投入して運営している施設ということもありますので、そのあたりのバランスというのがなかなか難しいところです。在住ではない区外の方の利用は確かに多く獲得していかなければいけないですけれども、一方で区民の税金を使わせていただいて運営していかなければならない施設でもあるということもございますので、全体的な調整の中で、他の施設との調整を図りながら、今回このように設定をさせていただいているというところでございます。

○**教育長** いかがでしょうか。

○**小島委員** 指定管理の件なのですが、こういう博物館、資料館、文化館のようなものの指定管理を受ける会社や団体というのは結構あるのですか。

○**図書・文化財課長** 展示等を運営する会社ということもございまして、これまで郷土資料館の展示等を整備してもらったり、あるいはその展示を使った企画をしている事業者の数としては、大きいところで三つぐらい民間の事業者としてはあるということになってございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今回の質問に関連して指定管理者は、いわば学芸員の負担を減らすという意味でも必要なのだと思いますけれども、一方で例えば展示の企画であったりそれをどう見せるかとか、あるいはここでも商品の企画・販売されますけれども、持っている資料、展示をもとにした出版物をさまざまつくるというところで、ある意味学芸員の専門的な知識や経験というものがうまくきちんと、指定管理者とコミュニケーションがよくないと非常に逆影響になったりしますので、その調整をどうするのか、あるいはそれがしやすいような事業者をどう選ぶかということも一つ課題になると思うのですが、その点はいかがですか。

○図書・文化財課長 山内委員がおっしゃられるとおり、中での調整というものが、なかなか切り離しが難しい事例も起きているところで、学芸員の情報をいかに正確に事業者伝えていくかという、コミュニケーションが一番大切になってくると思います。当然ながら新郷土資料館の運営に当たりましては定期的な運営会議というものが必ず必要になってくると思います。その中で特別展の企画などはやはり長期間必要になってくるということもございますので、定期的な運営会議といえますか、そうしたものを行っていくことで対応していきたいと考えておりますし、そうした点についても公募の段階でしっかりと確認をさせていただくというような形で、チェックをかけてまいりたいと考えています。

○教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 (仮称) 科学館、あちらには学芸員が入るのでしたでしょうか。

○教育政策担当課長 実際の管理運営の事業者につきましては、改めて選定作業に入らせていただくということになると思いますが、その中で当然そういった科学館の展示を案内できるような専門のスタッフというものも必要ではないかなと考えております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 少し今回の内容と外れるかもしれないので参考までなのですが、将来的に開館するに当たって駐輪とか駐車とかの問題、それから会議室や研修室なんかの使用料の問題というのもこれから話し合われるのでしょうか。

○図書・文化財課長 実際に郷土資料館の中で会議室というものはございませんが、高輪地区の管理課の方で区民協働スペースを管理していくということで、今後4月1日の供用開始に向けて手続きをしていくと聞いてございます。また駐輪場でございますけれども、図面で位置を明示しているわけではございませんけれども、1枚おめくりいただくと2ページの一番北側の方に施設利用者の駐輪場が位置することになりまして、動線は逆に一番南側の方から入ってくる形になります。かなり坂になっておりまして下っていく形になりますが、収容台数としては56台ということで駐輪場は一定程度、用意する予定でございます。あわせて、これは施設利用者向けではないのですけれども、自転車等駐輪場というものも敷地内に併設していくという予定でございます。

○田谷委員 ここに、自転車等駐車場管理室というもので管理するのですか。

○図書・文化財課長 こちら1階の平面図にあります自転車等駐車場管理室は、ちょうどこの右上

ぐらいに有料の自転車駐車場というものを約300台分整備することになってございまして、その管理のために必要な諸室ということで整備してございます。

○田谷委員 付随してですけど、私もここの中の大学の食堂が一般に開放しているので利用するときがあるのですけれども、割とそこに車で来ている方が多いのですよね。タクシーなんかの駐車もよく見受けられます。これがオープンすることによってそういう方たちが増えると、本来の大学の病院の機能、そちらにご迷惑をかけることになっていけないと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。今現在はほとんどフリーでとめられるような状況になっていると思いますので。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。一部事務局調整とした部分もございまして、議案第39号について基本部分について原案どおりでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 事務局委任部分以外について、原案どおり可決することにいたします。

4 議案第40号 港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例について

○教育長 それでは、議案第40号「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 それでは、審議事項4「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。資料は教育委員会議案資料のナンバー4でございます。

お手数ですが、議案資料4-3をご覧くださいと思います。今回ご審議いただく内容ですが、先程新郷土資料館の管理運営におきましてご審議いただいた内容を踏まえ、平成30年11月の開設に向けて必要な規定を条例として整備するものでございます。1の「改正理由」につきましては記載のとおりでございます。2の「主な改正内容について」でございますけれども、先程ご審議いただきました施設の名称、休館日、開館時間、観覧料、そして管理運営の手法についてそれぞれ規定していくものでございます。3の「施行日」につきましては記載のとおりとなっております。

恐れ入りますが、詳細につきまして資料ナンバー4-1「港区立郷土資料館条例の一部を改正する条例(案)」をご覧くださいと思います。

初めに第1条におきまして、第8条を第14条に改め、新たに第8条から第13条におきまして指定管理者制度の導入に関する規定を整備いたします。第8条では指定管理者による管理について、第9条では指定管理者の指定について、第10条では指定することができない法人等について、第11条では指定管理者の指定の取り消し等について、第12条では指定管理者の公表について、第13条では管理運営の基準等についてそれぞれ規定するものでございます。付則におきましてはこちら公布の日から施行することとしておりまして、公布後に指定管理者の公募等の選考手続に入っていくということで公布の日となっております。

続きまして第2条におきまして、条例の名称でございます、こちら前回の審議で、事務局で調整

というところがございますけれども、条例の名称を改めることとし、名称及び位置について定めるものとなってございます。

また休館日につきましては第4条を改正し、観覧料につきましては第6条から第9条において新たに規定を整備するものでございます。

こちら第2条につきましては、教育委員会規則で定める日から施行することとしております。

恐れ入りますが、資料ナンバー4-2をご覧いただきたいと思います。こちらが港区立郷土資料館条例の新旧対照表でございます。上段が改正案、下が現行になってございます。ご覧のようにまず第1条関係といたしまして、指定管理者制度の導入について必要な規定を整備をいたします。それから5ページからでございますけれども、第2条関係といたしまして名称、位置、休館日、開館時間、観覧料についての規定を行うとともに、指定管理者制度の規定についても条文の番号を変更するという変更内容になってございます。

甚だ簡単ではございますけれども、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問ご意見ございますでしょうか。

○小島委員 名称の件と、割引の件は先程決めたようなことでよろしいですか。

○図書・文化財課長 その内容に反映をさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

説明のところが分かりにくい条例のつくりですね、改正点を聞いていると。もう1回説明してくれますか。

○図書・文化財課長 議案第40号を1枚おめくりいただきたいと思います。まず初めに、現在の郷土資料館条例の一部を改正する条例の第1条としまして、第8条を第14条とし、第7条の次に次の6条を加えるということになります。一部を改正する条例の一つ目の内容が指定管理者による制度の導入について規定するというので、まず初めに、現在の郷土資料館条例の中に指定管理者制度を導入するという条例の案文を追加していくということになっております。それが第1条で規定している内容でございます。この現在の港区立郷土資料館条例の第8条として指定管理者による管理を追加し、以下第9条以降において指定管理者の指定等を行っていくということで、13条まで規定を追加させていただくものになります。その後新郷土資料館条例の4ページになりますけれども、第2条といたしまして指定管理者の導入についてを条文化した後に、港区立郷土資料館条例の名称、それから開館日、観覧料等について再度整理をさせていただきながら追加、規定する項目を条文化していくという二段構えのつくりになっているということで、第1条関係と第2条関係で分けているつくりになっています。

○教育長 先ほど田谷委員からこの前の議案についてお話いただいた、例えば他の施設との関係で割引にするということは確かにある話です。割引については条例上、どこにその根拠を規定するのですか。

○図書・文化財課長 恐れ入りますが、6ページの方をご覧いただきたいと思います。6ページの第7条のところに観覧料の減免という規定を整備しております。この中で「委員会は委員会規則で定

めるところにより観覧料を減額し、又は免除することができる」ということになっています。実際郷土資料館開館前にこの規則について、ご審議いただくことを今後予定しておりますけれども、教育委員会の規則として決めさせていただくことで、実質的には対応できるような形にはなると考えております。

○教育長 また、第9条で「無料公開日を設けること」としてありますが、第7条を受けて、事実上の無料公開日を設けることはできないのですか。

○図書・文化財課長 第9条につきましては「区民無料解放のための日」ということで、条例で規定する必要がございます、実際の日につきましては規則で定めることにはなりますけれども、条例上の規定が必要ということでございます。

○教育長 第7条を使って、規則でこの日に無料公開で、免除しますと言うと、無料公開になるのではないのですか。条例にその日を設けるという規定がなぜ必要なのですか。

○図書・文化財課長 あくまでも、免除、減免という形での規定ではなくて、無料として利用ができる日という形で定めることとして、対応をしていくということでこのような形に規定をさせていただいています。

○教育長 無料公開日を設定する場合は、その場合は条例に規定しなければならないということですが、それはどのような理由ですか。

○図書・文化財課長 すみません、調べますので少しお時間ください。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この件の採決は後にしたいと思います。

日程第3 協議事項

1 区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について

○教育長 次に、日程第3、協議事項に入ります。「区立小・中学校における日本語学級の新たな設置について」説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、委員会資料の2番、こちらの資料をご覧くださいと思います。本件につきましては既に1度、平成29年3月28日の教育委員会におきましてご協議をいただいているものでございます。その際には平成30年度から、日本語学級につきまして麻布小学校で1学級、六本木中学校で2学級を新たに設置するというご示しをしたわけでございますけれども、その際に中学校の方で六本木中学校だけではなくてほかの中学校、それぞれ1学級ずつというようなことも検討できないかというご意見をいただいておりますので、持ち帰って検討させていただき、その結果を本日お示しさせていただくものでございます。こちらの中で検討の経過で、色々実態等を見てきたものがございますので、その辺をご説明させていただきますと、この表面の2番のところ「中学校での日本語学級の新たな設置について」というところでございます。こちらでは実際に東京都における日本語指導の、日本語学級への教員の配置の実態について触れてございます。

そもそも日本語学級に配置される教員なのですが、こちら東京都において日本語指導の教員という特別な採用ではなくて、あくまでも一般の小学校ですとかあるいは中学校の教員として採用されてございます。日本語学校に実際に配置されるかどうかというところにつきましては教員個人の希望ですとか、あとは日本語学級が設置されている学校の校長の考え等々で配置されているという実態でございまして、実際には日本語学級に配置されてから専門の指導経験を積んでいくというような、そういった実態があるということでございます。

参考までにこの下に、実際に平成3年から既に筈小学校でやっているわけですが、ここ2年の配置の実態をまとめてございます。筈小学校につきましては日本語学級が2学級設置されておりまして、配置基準が学校単位で学級数プラス1ということになりますので、教員が3名配置されているということになります。平成27年度の配置なのですが、ご覧いただけるとおり、教員のうち1人は指導歴、経験が長く、港区の経験もそれなりにあるという教員ですけれども、それ以外は新規ですとか1年目、2年目で、日本語の指導歴がこれまでにない、やったことがないというような、こういった教員が配置されたというようなところがあります。また28年度につきましては、経験が17年というベテラン教諭が採用・配置されまして、その教員を中心に指導力の向上に努めてきたというところがございます。

裏面をご覧ください。一方で都内全体の状況に目を向けてみますと、都内の公立中学校の日本語学級の設置自治体、あとは設置校数なのですけれども、8区市18校となっております。まだまだ設置が少ないというところがありまして、それに伴ってやはり指導経験が十分にある教員の数もまだまだ少ないのではないかとということが一つ推測されます。また港区の中学校におきましてもまだ日本語学級がないということもありますので、そもそも日本語学級指導において核となれるような教員はやはり在籍していないというような状況でございます。

こちら、日本語学級でそれぞれ子どもの状況に応じた指導を行っていくということもありますし、そういったことをやっていくためにはやはり経験のある教員を中心にして、日々指導力向上を図っていく必要があるのではないかとというようなことでございます。こうしたことから、仮に2校で2カ所設置するということになりますと、学校単位でプラス1名ということになりますので、それぞれ2校2名ずつという配置になるのですけれども、そうしますとなかなか2名だけの指導力向上ですとか、あとは2校間の指導力の格差ですとかそういったものが生じてしまうような可能性があります。今回初めて中学校で始めるということになりますので、1校をまずはパイロット校という形でスタートをさせて、その3名の教員の中でしっかり指導方法を確立していただいて、それをもとに必要に応じて後々ほかの学校に広げていくというような、そのような形で今回は進めさせていただければということで、改めて本日提示をさせていただきます。

最後になりますが今後のスケジュールということで、この後改めまして東京都との協議を進めまして、実際に正式な申請につきましては30年の2月ということになりますので、ここで改めまして設置についてはご審議をいただきまして東京都に提出ということになります。この後設置については議会の常任委員会にもご報告しまして、4月から新たに設置ができればと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問ございますでしょうか。

○**小島委員** 日本語学級の教員の資格の問題なのですが、日本語学級としての特別な資格はないということなのですが、小学校の日本語学級と中学校の日本語学級によって、小学校の日本語学級は小学校の教員資格、中学校の日本語学級は中学校の教員資格持っていないといけないということになるのでしょうか。

○**指導室長** 委員ご指摘のとおりでございます。

○**小島委員** 日本語というのは小学校の先生も中学校の先生も同じなのではないですか。

○**指導室長** 日本語の指導だけではなく、例えば理科ですとか社会ですと外国では学んでいないわけですよね。そういったものの補充の学習もしなければならぬということを踏まえて、個々の指導計画を立ててその指導の中で出てきた際に、中学校免許を持っていないと指導ができないということになりますので、日本語だけで言えばまさにそのとおりなのでございますが、そういうことも含めて、学級設置になると中学校の教員が来るということになります。ただ抜け道と言っては変なのですけれども、小学校の教員であっても中学校の教員の免許を持っているという例があれば、兼務発令をして中学校の子どもを指導するというような方法もあります。

○**小島委員** そうすると確かに六本木中学1クラス、ほかの中学1クラスというと、3名ではなく4名確保しないといけないので、確保が大変だからという理由で今回こうなったということなのですね。そうか、小学校で経験した人を中学校に持っていけないのですね。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

○**山内委員** 今の小島委員からの質問につながる質問ですけれども、小学校の場合だと特に科目が規定されていない教員免許、中学の場合科目が規定されるので、その場合には何か組み合わせとか何か考えて3人を選ばれるのか、どういう対応をなさっているのですか。

○**指導室長** 日本語指導を中学校で希望する方というのは、どの教科の方かというのがまず大きな問題であろうと思います。あともう一つ日本語学級以外の制度として日本語指導教員加配教員という制度があります。よく学校に日本語指導が必要なお子さんがやってきた際に、どうしても社会科の授業が海外でやられていないケースが多いので社会科の教員を採ったり、また理科の教員が海外と違うので理科の教員を採ったりする傾向があるので、日本語学級のみで考えるとうまくいかないこともあり得るということでございます。

○**教育長** そういう意味では、この経験者、適格者はさらに少なくなってしまうのですね。

○**指導室長** 要するに日本語としては先程小島委員が言われたとおりで、日本語を教えるというカリキュラムについては、これはまさに独立行政法人教職員研修センターですね、筑波にある中央研修で行うところがメインになって専門的な指導の仕方、J S Lカリキュラム等学ぶわけなのですね。そのことについては1人いればほかの教員にこういうカリキュラムにすればいいのだということで、教材をそろえて指導法を研修、校内で研修していくことは割とできる。ところが教科については日本語を学んでいただいた後に、例えば学校の中で社会科の教員が持ち数ありますけれども、持ち数フルに持っていない場合はその子を別の時間に取り出して指導するとか、そういった工夫をしながら

らやるので、日本語の専門の方が理科や社会を教えるとは限らないという場合もございますので、教育長の心配のところの何割かは削減されていくかなと思っていますところでは。

○小島委員 簡単に考えていましたが、なかなか難しいですね。

○教育長 よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

かなり時間が経過しましたので、以後の事項については、ポイントを押さえて簡潔に説明してください。

日程第4 教育長報告事項

- 1 港区学校教育推進計画の平成28年度実績について
- 2 港区生涯学習推進計画の平成28年度実績について
- 3 港区スポーツ推進計画の平成28年度実績について
- 4 港区立図書館サービス推進計画の平成28年度実績について
- 5 港区子ども読書活動推進計画の平成28年度実績について

○教育長 それでは、教育長報告に入ります。1から5につきましては、それぞれの計画の平成28年度実績ですので、まとめて説明し、その上でご質問を頂戴できればと思います。

それでは、「港区学校教育推進計画の平成28年度実績について」「港区生涯学習推進計画の平成28年度実績について」「港区スポーツ推進計画の平成28年度実績について」「港区立図書館サービス推進計画の平成28年度実績について」「港区子ども読書活動推進計画の平成28年度実績について」それぞれ説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、初めに資料3番の学校教育推進計画の実績についてということになるのですが、この後続くそれぞれの計画につきましても書式ですとか項目が同じになってございますので、まずはその項目について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず鏡文となります1枚目のところで事業数を入れてございます。こちらそれぞれありまして、その下についてございますのが実際に事業の一覧ということでA4版別紙シートというものになっております。これも共通です。そのさらについているものにつきましては、こちらが基本計画と、学校教育推進計画で事業化されているものを抜き出して、参考ということになりますけれどもつけさせていただきます。さらにその次からが実際にその事業の成果をまとめたものでございます。

最初にA票というものがございまして、こちらが年度別に具体的な取組が示されていて年度別にその成果をまとめてございまして、さらに成果指標を設定しておりますので、その成果指標と対比しまして実際にどういう状況なのかというのをA、B、C、Dの評価で示し、加えて課題を記載しております。B票につきましてはそれ以外の事業ということになりまして、こちらは特に年度別の具体的な取組を位置づけておりませんので、それぞれ年度別に取組の実績はまとめておりますけれども、こちらは実績とその課題ということで、特に評価というものはしていないというような状況でございます。

それでは、まずは学校教育推進計画についてご説明したいと思いますけれども、こちらのA票をまずご覧いただければと思います。こちらA票の中からいくつか触れさせていただければと思います。

まず初めに、A票の1ページ目「道徳教育の推進」でございます。こちらの平成28年度実績というところでございます。平成28年度の実績につきましては授業改善に関する事例を取り入れた事例集を作成してございます。成果指標といたしまして児童生徒の規範意識の高まりが感じられると、肯定的な回答をした担任教諭の割合というのを設定しておりまして、これにつきましては平成28年度の目標値が78%というところだったのですけれども、実際に調査を行った結果94%ということで実績と比較して大幅に伸びてございまして、こちら評価の方もAということにしております。課題といたしましては、もう30年度の教科化が目前に迫っておりますので、その指導法の研究を進めていく必要があるということでございます。

続きまして、ページをめくっていただきまして2ページ目、「理科教育の推進」ということでございます。平成28年度の実績といたしまして、子どもの興味・関心を喚起し科学的なものの見方や考え方を伸ばす観察や実験に関する資料を作成ということで、また各校での取組状況の検証を行うということでございます。一方で成果指標でございますけれども、こちらにつきましては、区の学力調査、理科の全国平均を100としたきの、実際の区の指数ということでございますけれども、こちら28年度小6、105、中3、102という目標だったのですが、小6が101で中3が100ということで、こちらは実際目標を下回っております。こちらにつきましては取組は行っているところではあるのですが、なかなか定着が十分ではなかったというところで評価もCということで、課題として子どもの興味・関心を喚起し分かる授業を展開できるよう、教員の資質向上を図るための効果的な指導法についての研修が必要だと掲示させていただいております。

続きまして、また1枚おめくりいただきましてこちらの下段「幼・小中一貫教育の推進」というところでございます。平成28年度は赤坂小・中一貫校の開設に向けた調査・研究を行ったということでございます。成果指標につきましては小1問題の発生学級数、中学校の不登校出現率、それから同一アカデミー内の小学校からの進学率ということで、三つの指標を立てておりますけれども、結果といたしまして小1問題発生学級は0ということでしたけれども、不登校についてはまだこちら最終的な文科省の結果が出てございまして、6月・11月・2月に行った「ふれあい調査」の結果を当てはめております。同一アカデミー内での進学率については若干こちら昨年度よりも下回っているというところでございますけれども、こちらの課題といたしまして、アカデミー内の小学校から中学校への進学率を引き上げていくためにはやはり、引き続きアカデミーの特色、こういったものを保護者・地域に発信していくことが必要ではないかと考えております。

最後に5ページ目になります、A票の最後になります「教員の指導力の向上」です。こちら昨年度はのべ88回の研修を実施いたしました。成果指標として「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という肯定的な評価に対しての小学校6年生、中学校3年生の割合ということで、こちら調査を行った結果、中3は同じ、小6は指標を上回った数字ということであらわれてございます。今後も専門性を高めて一人ひとりの教員指導力を高めるようにしていくため、

研修を実施していく必要があるということでまとめてございます。A票の方は以上でございます。

時間が長くなっておりますが、B票の方、少しだけ触れさせていただきたいと思います。まずB票の方1枚目、2番目の「読書活動の推進」、こちらについては本年4月から全小中学校に学校司書を配置しておりますので、これはこの後のリーディング・アドバイザー・スタッフと教員と学校司書、ここの課題といたしまして、その3者の連携のあり方というのを検討していく必要があるだろうと認識してございます。

次、2ページ目の中段でございます。計画に記載しております事業の内容の3番目に「子どもの貧困の実態把握等のための関係機関との連携強化」とございますけれども、平成29年度から「学びの未来応援施策」を本格実施しておりますので、全教員を対象とした研修会の実施や関係機関の連携強化というのが今後の課題と提示させていただいております。

5ページ目に飛んでいただけますでしょうか。5ページ目の一番上「グローバル化への対応」ということですが、国際学級の講師の配置の方法を見直して平成29年度から1学年1名とするとともに、従来の東町に加えまして新たに南山小学校で国際学級を開設しております。南山小学校の国際学級の安定的な運営に向けて、学校との連携を進めていく必要があるということで課題を認識しております。

5ページ目の3項目目、「体験学習の充実」につきまして、こちらは唯一このB票の中で実績と計画と異なる理由というところに記載のある項目ではあるのですが、これにつきましては箱根の噴火の可能性が指摘されておまして他の施設で実施したものによるということでございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○生涯学習推進課長 続いて、「生涯学習推進計画の平成28年度実績について」ご報告させていただきます。生涯学習推進計画で実施している事業数は67事業でございます。そのうちA票、取組の年次計画、成果指標を掲載している事業については3事業でございます。

一番最初のA票の方を見ていただいて「相談機能の充実」でございますが、28年度につきましては、相談内容が多い事例を事例集として作成しまして施設の窓口で設置したところで、成果指標の目標相談件数が250件であったものに対して実績が275件ということで、こちらについては評価B、目標どおり達成したということで評価させていただきました。今後については、社会教育関係団体同士、相互が相談できるような機会をつくるなど、事業を進めていきたいと思っております。

2番目の事業「生涯学習講座提供事業（まなび屋）の充実」というところでございますが、こちらに関してはご自身の知識や技能を他者へ教えたいという方に講座の登録をさせていただいて、一般の区民の方がそちらの講座を受講できるような仕組みになってございます。こちらについては広く周知をしていたところではございますが、取組の年次計画の講座登録数の目標が70件だったものに対して28年度実績は64件。また利用件数については140件という目標に対して実績が101件ということで、評価は目標に到達しなかったためCとさせていただきます。こちらCとなった理由としましては、受講する側の条件としまして5人以上がそろった形で申し込みをしていただくということになってございますので、5人以上なかなか集まらないという声もございまして、

今後5人以上を緩和して3人以上という形で条件を整えていきたいと考えてございます。

最後の3番目の事業について2ページ目をご覧くださいませでしょうか。こちらが「学校支援地域本部事業」というもので、学校の教職員の方々の負担を減らすということで、出前講座ですとか学校の職場体験ができるようなところをこちらの方から学校へ情報提供するという事業になります。28年度の実績としましては、講座の件数を目標が230件であったものに対して214件、また利用件数についても目標150件に対して97件の実績ということでしたので、評価はC、目標に達成しなかったということで評価させていただきました。こちら評価Cとなった原因としては、小中学校のニーズは出前授業だけではなく色々な学校行事等への支援などにニーズが変わってきているということで、今後は各校に学校支援地域本部を設置してより学校のニーズに合った形で、地域と学校が連携していく方向を考えていこうと考えております。A票については以上です。

B票は残りの64事業を記載してございますが、こちらについては28年度も予定どおり全て実施させていただいております。今後も「みんなと学びをつなぐまち」を目指しまして各取組を行っていききたいと考えてございます。

続いて、スポーツ推進計画に移らせていただきます。こちらは資料ナンバー5に基づいてご報告させていただきます。スポーツ推進計画については全部で80事業ございます。その中でA票に記載させていただいている事業が4事業ございます。詳細は1ページ目から「障害者スポーツの観戦機会の創出」「トップチームとの交流」「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施」「オリンピック等のスポーツ教室の実施」ということで、この4事業とも年次の取組計画としてイベント等の回数については予定どおり行わせていただいているのですが、全ての事業におきまして予定の参加人数よりも実際の参加いただいた人数が少なく、全ての事業について評価Cという形になりました。今後周知期間を長く設けさせて頂いたりですとか、色々なSNS等を活用した周知をしていくということ、また内容を充実させて多くの方々が興味を持っていただけるような形でイベント等の企画を行っていききたいと考えてございます。

B票の方に移らせていただきます。B票の方は残りの76事業を掲載させていただいております。こちらも全て、ほとんどが予定どおり事業を実施させていただいておりますが、2事業だけ計画と異なる事業がございます。こちら芝浦港南地区総合支所で実施した事業でございますが、19ページの「お台場発O・MO・TE・NA・SHI」事業というものについては、区民の皆さんですとか企業等で検討した結果、当初の計画を変更して「おもてなし」に関する取組ではなく、世界の国や地域の文化・習慣を学ぶ事業に変更して実施したということでした。また同じく19ページの下「水辺フェスタ」については天候が悪く事業が中止になったということで、こちらは予定どおりできなかったということです。そのほかについては予定どおり実施させていただきました。今後とも「みんなで育むスポーツ文化都市みなと」を目指しまして、各事業の取組を行っていききたいと思っております。

以上がスポーツ推進計画のご報告になります。

○図書・文化財課長 続きまして、「港区立図書館サービス推進計画の平成28年度実績」につきましてご報告をさせていただきます。図書館サービス推進計画におきましては年次計画が必要な事

業ということでA票に記載している事業は3事業、そしてB票につきましては43事業掲載させていただきます。

A票でございますけれども、3事業のうち「幅広い視点からの資料収集」「インターネット利用端末の増設と無線LAN環境の整備」につきましては、目標を達成しAという評価をつけさせていただきます。また残る1事業でございますけれども「(仮称)産業振興センターと三田図書館の複合施設の整備」ということでございます。こちらにつきましては当初の予定どおり計画、基本設計の策定を28年度に完了させていただいているところでございます。

そのほかB票のところでございますけれども、お手数ですが、資料の4ページの方をご覧くださいと思います。上から3段目でございますけれども昨年度の一番大きな変更点としまして、平成28年12月から土曜日の開館時間を平日と同様に20時まで3時間の延長をさせていただいております。また1枚お戻りいただきまして3ページでございますけれども、上から二つ目の「資料を活用した展示の実施」ということでございますが、昨年度は区政70周年ということもございまして、郷土資料と写真の巡回展示というものを全館を挙げて実施をさせていただいております。そのほかみなと図書館の歩みであるということで、港区政70周年に絡めてみなと図書館の歴史についての展示等を行うなどの取組み行っているところでございます。

続きまして、「港区子ども読書活動推進計画の平成28年度実績」につきましてご説明をさせていただきます。教育委員会資料ナンバー7でございます。表紙のところでございますとお子も読書活動推進計画につきましては取組の年次計画、成果指標が必要な事業として7事業掲載させていただきます。そしてB票には28事業を掲載させていただきます。1枚おめくりいただきますと別紙で事業一覧を掲載させていただきます。

2枚おめくりいただきましてA票でございますけれども、「外国語資料などの充実」「リサイクル本の活用の促進」、それから「みなと子ども読書まつりの充実」「しらべ学習の支援・促進」、全部で7事業でございますけれども全て予定どおり、もしくは目標を上回って達成しております。その中で特徴的な部分でございますけれども、2ページでございますが、「みなと子ども読書まつりの充実」ということでございますが、こちら昨年度は区政70周年記念事業ということで、教育政策担当のサイエンスフェスタと合同で開催をして麻布区民センターで行いました。それによりまして来場者数が大きく増加したということで、連携して実施する効果がすごく出た事業だったと考えてございます。そのほか4ページになりますけれども「学校図書館支援機能の強化」ということで、事業の計画としまして学校図書館支援センターの設置に向けた検討会を設置するという計画でございましたけれども、平成28年度の実績としましてセンター設置に向けた検討会を開催して、学校図書館に週1回ということになりますけれども司書を配置することにつながっております。そうした意味でA評価という形にさせていただいております。

B票につきましては特徴的なところを1事業だけご紹介をさせていただきたいと思います。2ページ目の一番上のところでございますけれども「ブックスタート事業の推進」ということで、港区の出生率が1.44ということで、かなり生まれてくるお子さんも増加しているという中で、やはりブックスタート事業の参加者というものも大きく増加しているような状況でございます。

簡単ですけれども説明は以上になります。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質問ございますでしょうか。
よろしいですか。

それでは、ただいまの報告については以上とさせていただきます。

- 6 後援名義等の4月使用承認について
- 7 生涯学習推進課の4月事業実績について
- 8 生涯学習推進課の4月各事業別利用状況について
- 9 生涯学習推進課の6月事業予定について
- 10 図書館・郷土資料館の4月行事実績について
- 11 図書館の4月利用実績について
- 12 図書館・郷土資料館の6月行事予定について
- 13 6月指導室事業予定について

○**教育長** 次に、「後援名義等の4月使用承認について」、そのほか7件については配布資料のとおりでございます。こちらの報告についてご質問いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、先ほどの議案第40号について、説明をお願いします。

○**図書・文化財課長** 貴重な時間をいただきまして、申し訳ございません。先ほど教育長から質問のありました第9条における無料開放デーについて、なぜ条例に規定する必要があるかということのご質問についてでございます。無料開放デーにつきましても、こちら使用料を設定することになります。無料という料金設定をするということになりますので、料金設定につきましては条例によって制定をする必要があるということでございます。なお参考に議案第40号の7ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、別表の左側に備考ということで「学齢未満の者の観覧料については無料とする」という表記がありますが、無料の場合につきましてもこのような形で条例として規定をさせていただくことになります。一方で減免については、その減免の範囲については特定の方に対して本来徴収すべき使用料を一定割合免除していくということになりますので、本来設定している料金が条例で規定されておりますので、その減額の幅等につきましては条例で規定をする必要がないということから、規則で一任させていただいているという状況でございます。簡単ですが説明は以上になります。

○**教育長** 分かりました。無料にする場合は条例の規定が必要ということですね。また、本来いただくべきものを免除する場合は第7条で読み込むということですね。

○**図書・文化財課長** そのとおりです。

○**教育長** ほかに議案第40号に関しましていかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第40号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することに決定いたしました。

それでは、以上ですが庶務課長、何かありますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

「閉会」

○教育長 それでは、これをもちまして閉会といたします。

次回は、定例会を6月13日午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

(午後12時29分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子